

2026年4月吉日

海風の街自治会
会 員 各 位

海風の街 自治会
会長 平尾 徳行

海風の街自治会 定期総会のご案内

日 時 2026年4月19日(日)
午前10時より(開場9時30分)
会 場 海風の街9号棟集会所ホール

海風の街自治会 2026年度定期総会 式次第

- | | | |
|-----------|-------------------|-------|
| 1. 開会のことば | 成立宣言 | |
| 2. 会長挨拶 | | |
| 3. 議長団選出 | | |
| 4. 議事 | | ページ |
| 第1号議案 | 2025年度活動報告について | ・・・ 2 |
| 第2号議案 | 2025年度収支決算報告について | ・・・ 4 |
| 第3号議案 | 2026年度役員選任(案)について | ・・・ 6 |
| 第4号議案 | 2026年度活動計画(案)について | ・・・ 7 |
| 第5号議案 | 2026年度予算(案)について | ・・・ 9 |
| 5. 議長団解散 | | |
| 6. 新役員挨拶 | | |
| 7. 閉会のことば | | |

全員、出欠確認書をご提出下さい

なお、総会出席の方には会場にて粗品を進呈いたします。

ご挨拶

海風の街の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は、海風の街自治会活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

当自治会の活動目標は以下の三つの柱です。

- (1) 防犯、防災を柱とした、安全で安心して住めるコミュニティづくり
- (2) 近隣住民の繋がりを大切にされたコミュニティづくり
- (3) (上記2つを推進するための) 海風の街全体の「ご近所力」のアップ

団地の皆様のご近所力アップの一助になればと計画した、夏祭り(8月30日)、さんま焼きパーティー(10月25日)、もちつき大会(1月31日)等の季節イベントはすべて開催することができました。

次に、昨年度計画した主な定例活動を紹介します。

- ① 定例防犯パトロール(毎月第1土曜日午後8時噴水広場スタート)

10回実施、のべ101名が参加(うち小学生以下25名)

(1月→路面凍結、2月→荒天で中止)

- ② 資源回収(毎月第1、第3土曜日、ただし1月は第3土曜日のみ)

計23回実施、2025年度は227,170円の収入で、2024年度の241,650円に対し14,480円の減(6%減)、回収量は40,650kgから38,280kgに減少。結果として、2026年度予算への影響は大きく、昨年度同様経費の見直し(削減)が必要となりました。この傾向は今後も続くことが予想されますので、引き続き収入に見合った自治会活動の模索が続くことになりそうです。

- ③ 分譲棟防災(安否確認)訓練→7/13(日)に実施

例年、管理組合通常総会後の最初のクリーンデーに実施。新年度の管理組合理事・棟別委員になられた方々に向けた災害発生直後に実施する安否確認作業の模擬体験を主とした自治会・管理組合合同訓練。

本年度も海風の街自治会活動の基本路線は変えることなく活動して参る所存です。定期総会議案書に上程いたしました各議案に対しご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

2026年4月吉日

海風の街自治会

会長 平尾德行

海風の街自治会ホームページ <<https://umikazenomachi.net>>

配信希望のメールアドレスを登録していただくことで、会員以外の方もタイムリーな近隣情報を得ることができるデザインとなっています。

海風の街自治会

検索



『第1号議案』2025年度 活動報告

部 門	2025年度活動報告
防災部	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出小学校 避難所開設訓練 6/28 (土) ・夏の防災訓練 (管理組合共催) 7/13 (日) ・防災ワークショップ 7/13 (日) 保存食試食品配布 ・冬の防災訓練 12/13 (土) 防災備品説明および点検・試運転：異常なし ・防災備品購入：簡易トイレ (更新) ・浦安市総合防災訓練、日の出小学校避難所運営委員会等に参加
防犯部	<ul style="list-style-type: none"> ・定例防犯パトロール実施 (毎月第1土曜日) ・浦安市市内一斉防犯パトロール参加 (管理組合協賛、これから会協力) 7/5 12/6 ・浦安市防犯キャンペーン参加 7/15 12/9 ・自転車安全利用推進隊活動参加 4/9 5/8 6/6 7/2 10/10 11/5 26/1/7 ・日の出交番連絡協議会出席 10/20 ・年末年始安全パトロールキャンペーン 12/9(浦安市防犯キャンペーンと同じ) ・花火大会団地内警備 10/19 → 花火開催方式変更のため依頼なし ・令和7年度「防犯講演会」及び「自転車安全利用講演会」3/7
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンデーの実施 ・浦安市の環境事業に対する協力 ・廃棄物減量等推進員連絡会 (書面)
文化事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回海風の街「さんま焼きパーティ」の開催：10/25(土) 9号棟前噴水広場 ⇒さんまを400尾購入し、炭火で焼いて配る催し。 お持ち帰りのみの「さんま焼きパーティ」として開催し、無事に終了しました。 ・海風の街ガーデニングチーム花植え (6/14、11/14、1/27) を支援しました。 ・日の出中学校敷地内日の出ふれあい農園ジャガイモ収穫祭を7/12に開催しました。 秋の収穫祭はサツマイモ不作で中止としました。
婦人青少年部	<ul style="list-style-type: none"> ・珈琲サロン開催 (第2・4日曜日) ・子ども会活動の支援、クリスマス電飾 【子ども会活動】 <ul style="list-style-type: none"> ・ハロウィンお菓子配布 (10/25) ・ラジオ体操 (7/28~31) ・クリスマスツリー飾り付け(11/23)
厚福生利部	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字会員募集協力実施 5月 ・浦安市社会福祉協議会会員募集協力実施 7月 ・赤い羽根共同募金協力実施 10月 ・歳末助け合い共同募金協力実施 12月
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会会計の実施 ・自治会費の集金および管理 ・新会員加入促進活動
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・総会・役員会・班長会の開催・運営 ・文書の作成・配布・保管 ・自治会備品の管理、消耗品類の補充
広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会ホームページ (https://umikazenomachi.net/) の運営 ・各部の行事・イベントの開催予告とその報告を中心に広報誌を作成 ・各部の行事・イベント等自治会関連情報を上記HPに掲載

海風の街自治会 2026年度定期総会

定例活動			定例役員会開催（第3土曜日 2025年度12回開催）
			自治会連合会出席（第2水曜日 2025年度8回開催/うち書面4回）
			防犯パトロール実施（第1土曜日 2025年度10回開催のべ101人参加）
			広報紙「自治会だより」（随時、2025年度発行なし）
			資源回収実施（第1・第3土曜日 2025年度23回開催）
			珈琲サロン開催（第2・第4日曜日 2025年度19回開催のべ386人参加）
			日の出ふれあい農園参加（7/12）
			日の出中学校区青少年健全育成連絡会出席（2回開催）
			日の出小学校避難所運営委員会（月1回）に出席
			自転車安全利用推進隊活動参加（計7回）
			廃棄物減量等推進員（ビーンズ推進員）連絡会出席（今年度は書面）
			2025年
5月11日	（日）	クリーンデー（管理組合共催）	
5月10日	（土）	班長会開催	
5月11日～		自治会費集金	
7月5日	（土）	夏期市内一斉防犯パトロール実施(管理組合、これから会協賛)	
7月13日	（日）	クリーンデー（管理組合共催） 防災訓練（管理組合共催）安否確認(分譲全戸対象)	
8月30日	（土）	夏祭りの開催	
9月14日	（日）	クリーンデー（管理組合共催）	
10月25日	（土）	第12回海風の街「さんま焼きパーティ」の開催 子ども会ハロウィン	
11月23～12月27日		クリスマス電飾実施	
12月6日	（土）	歳末市内一斉防犯パトロール実施(管理組合、これから会協賛)	
12月13日	（土）	冬の防災訓練（防災備品説明および点検・試運転）	
12月14日	（日）	クリーンデー実施（管理組合共催）：雨天のため中止	
26年	1月24日	（土）	
	3月15日	（日）	クリーンデー実施（管理組合共催）

【第2号議案】 海風の街自治会 収支決算報告書 その1

1. 一般会計の部

自2025年4月1日 至2026年3月31日 (単位:円)

区分	科目名称	当期予算額	決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	93,954	93,954	
	1 自治会費	1,028,000	1,027,000	2軒増513世帯×2000円+中途加入1世帯×1000円
	2 浦安市補助金	438,480	436,500	均等割 189,000円+世帯割 (495円×500世帯=247500)
	3 防災用品購入補助金	200,000	56,400	防災機材・用品購入費
	4 自主防災事業補助金	30,000	29,806	防災訓練時機器の使用等
	5 事業収入	70,000	98,327	夏祭り協賛金・餅つき大会での追加購入分
	6 資源回収及び補助金	250,000	226,770	回収業者売上金34,120円(4~3月)、浦安市補助金192,650円(2024年2月~2025年1月)
	7 雑収入	1,000	1,212	上期下期分利息
	8 特別引当金より繰入れ	150,000	150,000	年度初めの活動運転資金のため
収入の部合計金額 (A)		2,261,434	2,119,969	
支出の部	1 総務費	120,000	84,637	清掃費、消耗品、事務用品代等
	2 役員活動費	120,000	141,226	役員会議費、班長、サポーター謝礼等
	3 会費・協賛金	70,000	65,000	自治会連合会、社協・赤十字会費・協賛金等
	4 備品購入費	30,000	0	
	5 事業費	1,200,000	993,920	夏祭り・さんま祭・餅つき大会・クリスマス電飾点灯式
	6 渉外費	20,000	8,856	管理主任、クリーンメイト御礼品
	7 広報費	20,000	0	
	8 サークル活動補助金	5,000	5,000	卓球クラブ
	9 防災活動費	30,000	30,966	防災訓練参加賞・トランシーバー電波使用料
	10 防災用品購入費	300,000	84,678	備品購入
	11 防犯活動費	35,000	33,687	防犯パトロール参加賞・パトロール用備品購入
	12 自治会保険料	80,000	76,330	賠償責任保険・自治会保険通年用
	13 光熱費	11,000	9,780	自治会館ガス代
	14 文化活動費	150,000	117,460	これから会助成金、ふれあい農園・ガーデンニングチーム支援費、コーヒーサロン・子ども会活動費
	15 福利厚生費	50,000	65,000	慶弔費(8件 世帯主10,000円×5件=50,000円、ご家族5,000円×3件=15,000円)
	17 予備費	20,434	0	
	18 特別引当金	0	0	
	支出の部合計金額 (B)		2,261,434	1,716,540
次年度繰越金 (A-B)		0	403,429	

①次年度繰越金は、京葉銀行新浦安支店普通預金4417421にて管理。

②浦安市資源回収補助金は該当月の2か月後の振込みの為、26年2,3月分は次年度の収入分となる。

【第2号議案】 海風の街自治会 収支決算報告書 その2

2.災害対策準備金会計の部

自2025年4月1日 至2026年3月31日 (単位:円)

区分	科目名称	予算額	決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	3,003,718	3,003,718	
	災害積み立て	0	0	
	定期預金満期利息	52	636	(満期日:5月6日1口、5月8日2口、5月19日2口)
	合計金額	3,003,770	3,004,354	

- 注) 1.目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
 2.災害対策準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
 (災害対策準備金制度規程「利用の制限」第1項)
 3.京葉銀行新浦安支店定期預金4417423にて管理。

3. 特別引当金会計の部

自2025年4月1日 至2026年3月31日 (単位:円)

区分	科目名称	予算額	決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	400,212	400,212	
	普通預金利息	0	450	
	一般会計より繰入れ	0	0	
	合計金額	400,212	400,662	
支出の部	一般会計への繰入れ	150,000	150,000	
	残高	250,212	250,662	

- 注) 1.自治会設立記念事業、一般会計補填のための積立
 2.みずほ銀行新浦安支店普通預金3010648にて管理

以上のおりご報告いたします。

2026年3月31日

会長 平尾 徳行
 会計 芦田 由江

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

会計監査 服部 丈夫
 会計監査 相原 勇二

『第3号議案』2026年度 役員選任（案）

役 職	氏 名	号 棟	備 考(前年度役職)
会 長	平尾 徳行	19A-403	会長
副会長	小林 寛重	22-405	副会長(兼)文化事業部長(兼)会計
副会長	斉藤 憲二	14-305	副会長(兼)防災部長
副会長	橋本 公江	17-503	副会長(兼)総務部長、環境部長
会 計	芦田 由江	14-602	会計(兼)広報部長
会計監査	相原 勇二	16-404	会計監査（これから会会長）
担当役員	柳 毅一郎	3-1203	防犯部長
//	勝田 聡	5-702	防犯部
//	石川 眞	6-206	防災部
//	柴田 顕	11-304	総務部
//	石井 恵子	11-302	総務部（珈琲サロン運営）
//	芳賀 智子	16-504	婦人青少年部長(子ども会役員)
//	穂刈 公	18-203	防犯部（兼）環境部
合計	13名		

『第4号議案』2026年度 活動計画（案）

<p>防災部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏および冬の防災訓練を実施し、防災に関する住民の意識向上に努める ・分譲棟管理組合、URとの意見交換会に努め、分譲・賃貸棟の防災対策に協力する ・各種災害に備えるため、防災器材、資材の検討と備蓄を進める ・浦安市総合防災訓練、日の出小学校避難所運営委員会等に参加し最新動向の入手、連絡網の強化に努める
<p>防犯部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例防犯パトロール（月1回）の実施による防犯意識の向上 ・特別パトロール（夏季、歳末）の実施 ・各種行事における団地内安全確保対策の実施 ・日の出交番連絡協議会等出席し近隣地区との連携した防犯活動 ・浦安市防犯協会等の主催行事に参加して防犯活動を広める ・市内犯罪情報等の連絡や研修会の実施による防犯意識の向上を図る
<p>環境部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンデーの実施 ・浦安市の環境事業に対する協力 ・廃棄物減量等推進員連絡会出席
<p>文化事業部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第14回海風の街「さんま焼き大会」の開催：10/24（土）【予定】噴水広場 ⇒ 恒例 海風の街の名物祭りです！ ・その他文化活動 ・支援活動：海風の街ガーデニングチーム花植え 日の出中学校敷地内日の出ふれあい農園収穫祭
<p>青少年婦人部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・珈琲サロン開催 ・子ども会活動の支援
<p>福利厚生部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字会員募集協力実施 5月 ・浦安市社会福祉協議会会員募集協力実施 7月 ・赤い羽根共同募金協力実施 10月 ・歳末助け合い共同募金協力実施 12月
<p>会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会会計の実施 ・自治会費の集金および管理 ・新会員加入促進活動の実施
<p>総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総会・役員会・班長会の開催・運営 ・会則及び諸規則の見直し ・文書の作成・配布・保管、自治会備品の管理、消耗品類の補充
<p>広報部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌発行 <ul style="list-style-type: none"> －自治会活動の予告と報告 －自治会活動を通じて得られた情報の広報 －街づくりや地域活動、居住環境改善等の活動の紹介など ・自治会ホームページの管理と有効活用

海風の街自治会 2026年度定期総会

定例活動			定例役員会開催（毎月第3土曜日）班長会開催（随時）
			自治会連合会出席（毎月第2水曜日）主催事業・協力事業参加
			防犯パトロール実施（毎月第1土曜日）
			広報紙「自治会だより」発行 HPの管理
			資源回収実施（第1・第3土曜日）
			珈琲サロン開催（第1・第3日曜日）
			管理組合・自治会連絡会開催
			日の出ふれあい農園参加
			日の出中学校区青少年健全育成連絡会出席
			自転車安全利用推進隊キャンペーン参加
			日の出交番連絡協議会出席
			日の出小学校避難所運営委員会（月1回）に出席
			廃棄物減量等推進員（ビーンズ推進員）連絡会出席
2026年	4月19日	(日)	2024年度海風の街自治会定期総会開催
	4月26日	(日)	班長会開催
	5月10日	(日)	クリーンデー（管理組合共催）【予定】
	5月		新会員加入促進キャンペーン実施、自治会費集金
	7月4日	(土)	夏季特別防犯パトロール実施
	7月12日	(日)	クリーンデー（管理組合共催）【予定】 防災訓練（管理組合共催）安否確認(分譲全戸対象)
	8月29日	(土)	夏まつり開催
	9月13日	(日)	クリーンデー（管理組合共催）【予定】
	10月24日	(土)	第14回海風の街「さんま焼きパーティ」の開催 子ども会ハロウィン【予定】
			浦安市総合防災訓練参加
			日の出ふれあい農園収穫祭参加
	11月～12月		クリスマス電飾実施
	12月5日	(土)	歳末特別防犯パトロール実施
	12月12日	(土)	冬の防災訓練（防災備品説明および点検・試運転）
	12月13日	(日)	クリーンデー実施（管理組合共催）【予定】
	12月		子ども会クリスマス会
	27年	1月30日	(土)
3月14日		(日)	クリーンデー実施（管理組合共催）【予定】

(注) クリーンデーに関しては変更の可能性があります。管理組合からの発表で日程を確認してください。

【第5号議案】 2026年度 海風の街自治会予算（案） その1

1. 一般会計の部

自2026年4月1日 至2027年3月31日（単位：円）

区分	科目名称	当期予算額	前年度決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	403,429	93,954	
	1. 自治会費	1,020,000	1,027,000	510世帯×2000円=1,020,000円
	2. 浦安市補助金	436,500	436,500	均等割 189,000円+世帯割 (495円×500世帯) = 436,500円
	3. 防災用品購入補助金	200,000	56,400	防災機材・用品購入費×2/3（限度額200,000円）
	4. 自主防災事業補助金	30,000	29,806	自主防災訓練事業費（限度額 30,000円）
	5. 事業収入	200,000	98,327	餅つき大会売上金・夏祭り協賛金・金券売上金
	6. 資源回収及び補助金	200,000	226,770	
	7. 雑収入	1,000	1,212	上期下期分利息
	8. 特別引当金より繰入れ	0	150,000	
	収入の部合計金額	2,490,929	2,119,969	
支出の部	1. 総務費	100,000	84,637	消耗品、事務用品代等
	2. 役員活動費	150,000	141,226	役員会議費、班長、サポーター謝礼等
	3. 会費・協賛金	70,000	65,000	自治会連合会・赤十字・社協年会費、各種協賛金
	4. 備品購入費	90,000	0	自治会館備品
	5. 事業費	1,200,000	993,920	夏祭り、餅つき大会、さんま焼き会、クリスマス電飾
	6. 渉外費	30,000	8,856	自治会連合会懇親会、管理主任・クリーンメイト謝礼品
	7. 広報費	10,000	0	広報紙発行代、ドメイン管理費
	8. サークル活動補助金	5,000	5,000	卓球クラブ
	9. 防災活動費	30,000	30,966	防災訓練経費
	10. 防災用品購入費	300,000	84,678	防災用品購入費
	11. 防犯活動費	35,000	33,687	防犯パトロール,自主警備経費
	12. 自治会保険料	80,000	76,330	賠償責任保険・通年用自治活動保険
	13. 光熱費	10,000	9,780	自治会館ガス代
	14. 文化活動費	120,000	117,460	これから会助成金、子ども会、ふれあい農園、ガーデニングチーム、コーヒーサロン
	15. 福利厚生費	50,000	65,000	弔慰金（2026年度から世帯主5000円・家族3000円）
	17. 予備費	10,000	0	
	18. 特別引当金へ	0	0	
		次年度繰越金(決算時)	200,929	403,429
	支出の部合計金額	2,490,929	2,119,969	

注) 次年度繰越金は、京葉銀行新浦安支店普通預金4417421にて管理。

【第5号議案】 2026年度 海風の街自治会予算（案） その2

2.災害対策準備金会計の部

自2025年4月1日 至2026年3月31日（単位：円）

区分	科目名称	予算額	備考
収入の部	前年度繰越金	3,004,354	2025年度末 3,0034354円 (利息 636円)
	災害積み立て	0	積立額が 3,000,000円に到達している為
	定期預金満期利息	636	(満期日：5月6日1口、5月8日2口、5月19日2口)
	合計金額	3,004,990	

- 注) 1.目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
 2.災害対策準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
 (災害対策準備金制度規程「利用の制限」第1項)
 3.京葉銀行新浦安支店定期預金4417423にて管理。

3. 特別引当金会計の部

自2025年4月1日 至2026年3月31日（単位：円）

区分	科目名称	予算額	備考
収入の部	前年度繰越	250,662	
	預金利息	200	
	合計金額	250,862	
支出の部	一般会計へ繰入れ	0	
	残高	250,862	

- 注) 1.自治会設立20周年記念事業、一般会計補填のための積立
 2.みずほ銀行新浦安支店普通預金3010648にて管理

海風の街自治会会則

【名称・事務所】

第1条 本会は、海風の街自治会と称し、事務所を海風の街自治会集会所に置く。

【目的】

第2条 本会は、自主的な運営のもとに会員相互の信頼と協力により生活環境の向上及び会員相互の親睦をはかり、住みよい街づくりを進めることを目的とする。

【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。ただし、特定の政党・宗教・営利団体および個人の活動に関与しない。

- (1) 会員相互の親睦をはかる活動。
- (2) 健康で文化的な生活を行うための活動。
- (3) 生活環境を維持・改善するための活動。
- (4) 行政機関・住宅管理組合・近隣自治会・その他関係団体と協力して行う活動。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

【会員】

第4条 本会の会員は、浦安市日の出1丁目3番地に住所を置く、住民ならびに法人および区分所有者とし、住民は世帯を単位とする。

【機関】

第5条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 班長会

【総会】

第6条 総会は、本会の最高決議機関とし、定期総会と臨時総会の2種とする。

- (1) 定期総会は、会計年度が過ぎてから2ヶ月以内に会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき会長が招集する。
- (3) 総会の成立要件は会員の過半数の出席とする。欠席者は、委任状をもって出席にかえることとする。
- (4) 議案の議決は、出席者の過半数とする。
- (5) 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- (6) 総会は、次の事項を審議し承認決定する。
 - ア 活動報告及び会計報告。
 - イ 活動方針及び予算。
 - ウ 会則の制定及び改廃。
 - エ 規程の制定及び改廃。
 - オ 会費の改定。
 - カ 役員承認。
 - キ その他必要な事項。

【役員会】

第7条 役員会は、会の執行機関である。

(1) 役員会は次の通り構成される。

会 長	1名	副 会 長	3名
総 務 部 長	1名	広 報 部 長	1名
会 計	2～3名	担 当 役 員	相当数
会 計 監 査	2名		

- (2) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。(また、新たな役員が選出されるまでは、引き続き職務を行うものとする)
- (3) 任期中に欠員が生じたときは、役員会で新たに役員を選出し、次の定期総会に報告する。なお、後任役員任期は、前任者の残余期間とする。
- (4) 役員職務

海風の街自治会 2026年度定期総会

- ア 会長は会を代表し会の業務を統括する。
 - イ 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行し会長が欠けたときはその職務を行う。
 - ウ 各担当役員は、役員会の定めるところに従い、各担当業務活動を推進する。
 - エ 会計監査は、この会の決算について監査を行いその結果を総会で報告する。
- (5) 役員会の運営を円滑に行うため三役会を開催することができる。三役会の構成は以下の通り構成される。
会長、副会長、会計

【班長会】

第8条 班長会は本会の運営を円滑にするために、役員会と協力して業務を推進する。

- (1) 班長会は、班長と役員で構成し、出席者の過半数で決定する。
- (2) 班長会は、役員会が必要と認めた時開催する。
- (3) 班長会の議長は、自治会長が行う。自治会長が欠席の場合は、自治会副会長または自治会役員が議長を代行する。
- (4) 班長は、原則として各棟別に1名選出する。ただし、世帯数の多い棟については、役員会の承認の下に班長を増員することができる。
- (5) 班長の役割および業務は、次の通りとする
 - ア 防災・防犯の連絡、自治会広報および行政等の連絡文書の配布、回覧、掲示。
 - イ 自治会入退会の受付と年会費の集金。
 - ウ 役員会への防災・防犯および計報の連絡。葬儀の支援・協力。
 - エ 自治会諸行事への協力。

【専門部会】

第9条 本会の目的を達成するために、次の専門部を設ける。

防 災 部	防 犯 部
環 境 部	婦人・青少年部
福 利 厚 生 部	文 化 事 業 部

- (1) 専門部の部長・副部長は、担当役員をもって充てる。
- (2) 専門部は、会員を部員とすることができる。

【実行委員会】

第10条 本会の目的を達成するために、実行委員会を置く事ができる。運営要領は、別途、細則に定める。

【名誉会員】

第11条 会長は、役員会の承認を得て名誉会員を置く事ができる。詳細の取扱いは、別途、規程に定める。

【会費・会計】

第12条 本会の、経費は会費・助成金・寄付金・その他の収入により賄う。

- (1) 本会の会費は、月額200円とし、年1括払いの場合は、年額2,000円とする。会費は班長を通じて納入する。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 納入された会費は返却しないものとする。

【規程・細則】

第13条 本会を運営していく上で必要な規程、細則を定めることができる。

- (1) 規程は、会則に明記されない規則を定めることとし、制定及び改廃は総会の承認事項とする。
- (2) 細則は、自治会を運営する運用手順を定めることとし、役員会において制定及び改廃する。

【付 則】

- 1 この会則は平成3年6月29日より施行する。
- 2 この会則は平成9年5月18日より改定施行する。
- 3 この会則は平成14年4月21日より改定施行する。
- 4 この会則は平成15年4月20日より改定施行する。
- 5 この会則は平成19年4月22日より改定施行する。
- 6 この会則は令和5年4月23日より改定施行する。

災害対策準備金制度規程

【 目 的 】

海風の街団地の災害に備えて、住民の安全を確保するための緊急を要する出費に対処するため、災害対策準備金（以下：準備金）を設ける。

1. 被災時に迅速・適切に対応するための財源を確保する。
2. 被災時における物資一括受給契約を近隣店舗と結ぶための裏付けの資金とする。

【 金 額 】

1. 準備金の金額は、被災直後の3日間×960世帯×千円と想定し、目標額を300万円とする。

【 準備金勘定への繰り入れ 】

1. 自治会会計に災害対策準備金勘定を設けて、一定額を準備金に繰り入れる。
2. 自治会会計決算に剰余金が生じた場合、適当額を災害対策準備金勘定に繰り入れる。
3. 資源ゴミ回収事業の収益金を災害対策準備金勘定に繰り入れる。
4. 準備金勘定への繰り入れは、目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
5. 準備金は、会計が専用通帳で管理し、残高を決算時に報告する。

【 使用の制限 】

1. 準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
2. 対策本部長は、災害対策本部の助言に基づき準備金を取り崩し、資金使途を災害対策に限定して使用することが出来る。
3. 防災部は、被災時における物資一括受給契約を近隣店舗と結ぶために活動し、準備金の使途を役員会の承認を得て予め決定することが出来る。

【 付 則 】

1. この規程は、平成10年4月26日より施行する。
2. この規程は、平成24年4月22日より改定施行する。

海風の街自治会集会所管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浦安市海風の街自治会集会所（以下「集会所」という）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 集会所は原則として会員が使用責任者となり使用する。

(1) 集会所は連帯感を持ち快適で健全な生活環境のもとで健康的な生活・福祉増進・文化向上を目的とする

団体・地域住民等の体育、娯楽、研修、集会等の場所を提供するものとする。

(管理)

第3条 集会所の管理は、自治会が行うものとする。管理責任者は、自治会長とする。

(使用の承認)

第4条 集会所を使用する者は、集会使用申請書により管理者の承認を受けなければならない。

但し、急を要する場合はこの限りでない。

(使用の制限)

第5条 管理者は申請者が次の各号に該当する場合は、集会所の使用を承認しない事ができる。

- (1) その使用により騒音、その他で付近に迷惑をかける恐れがある催し、または会合に使用するとき。
- (2) 営利を目的とする催し、または会合に使用するとき。
- (3) 政治活動・宗教活動に使用するとき。
- (4) 集会所の維持管理上、その目的により支障を生じるとき。
- (5) その他、集会所設置の目的に反すると認められるとき。

(使用承認の取り消し)

第6条 管理者は、第4条の規程により使用を承認した者に対し、次の各号に該当する場合は、その使用の承認を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この規程に定める条件に違反したとき。
- (2) 集会所の維持管理上支障があると認められたとき。
- (3) 急を要する公的な会議があるとき。

(順守事項)

第7条 集会所を使用する者は、その管理上次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認を得た使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 集会所の使用に際し、模様替え、または設備を付加するなど一切しないこと。
- (3) 使用を終了したときは、清掃及び火の始末等を充分に行うこと。
- (4) 集会所の施錠を行い、管理担当者に鍵を返納すると共に使用終了を報告すること。
- (5) その他、この規程の趣旨に反する一切の行為をしないこと。

(損害賠償)

第8条 管理者は、集会所を使用した者が集会所の施設等を損傷した場合は、これによって生じた損害を使用者に弁償させることができる。

(管理権限の委任)

第9条 管理者は、この規程に関する権限につき管理担当者を定め、その権限を委任することができる。

(付 則)

1. この規程は、平成6年4月17日より施行する。

弔慰金に関する規程

【目的】

第1条 この規程は、海風の街自治会員（世帯主）および同居家族に弔事が発生した時、自治会として弔慰金を贈り、弔意を表すことを目的とする。

【対象】

第2条 前条による弔慰金の対象者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 自治会員（世帯主）
- (2) 自治会員と同居している家族（配偶者・両親・祖父母・子ども・孫）

【通知】

第3条 弔事が発生した場合、遺族等はその旨を居住棟の自治会班長または役員に通知するものとする。ただし、通知の効力は命日から6か月以内とする。

【弔慰金】

第4条 弔慰金は以下に定める。

自治会員（世帯主）	5千円
自治会員の同居家族	3千円

【規程の変更】

第5条 この規程は、自治会役員会において、変更することができる。

【付則】

1. この規程は、平成9年5月18日より施行する。
2. この規程は、令和3年4月17日より改定施行する。
3. この規定は、令和8年4月1日より改定施行する。